

国自整第358号  
平成29年3月13日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて」の一部改正について

「指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて」（平成15年10月31日付け国自整第112号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

「指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて」(平成15年10月31日付け、国自整第112号) 新旧対照表

新(案)	旧
<p>普通自動車及び小型自動車(最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。)にあつては、平成16年1月より自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値が記載され、軽自動車(最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。)にあつては平成21年1月より、自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値を記載することとなった。</p> <p>このため、指定自動車整備事業における走行距離計表示値の記載に当たっては、下記により取り扱うこととしたので、関係者に周知願います。</p> <p>なお、社団法人日本自動車整備振興会連合会に対し、別添のとおり通知したので了知されたい。</p>	<p>普通自動車及び小型自動車(最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。)にあつては、平成16年1月より自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値が記載され、軽自動車(最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。)にあつては平成21年1月より、自動車検査証の備考欄に当該自動車の検査時における走行距離計表示値を記載することとなった。</p> <p>このため、指定自動車整備事業における走行距離計表示値の記載に当たっては、下記により取り扱うこととしたので、関係者に周知願います。</p> <p>なお、社団法人日本自動車整備振興会連合会に対し、別添のとおり通知したので了知されたい。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1. 走行距離計表示値の記載をする自動車</p> <p>普通自動車、小型自動車及び軽自動車を対象とする。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。</p> <p>2. 走行距離計表示値の確認</p> <p>(1) 自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第2項の検査(以下「完成検査」という。)の確認時において、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が同一であることを確認する。</p> <p>(2) 総走行距離計(オドメーター)と区間距離計(トリップメーター)とを切り換える方式の距離表示をしている自動車にあつては、表示されている距離計の数値が総走行距離の数値であることを確認する。</p>	<p>1. 走行距離計表示値の記載をする自動車</p> <p>普通自動車、小型自動車及び軽自動車を対象とする。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の自動車及び被けん引自動車を除く。</p> <p>2. 走行距離計表示値の確認</p> <p>(1) 自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第2項の検査(以下「完成検査」という。)の確認時において、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が同一であることを確認する。</p> <p>(2) 総走行距離計(オドメーター)と区間距離計(トリップメーター)とを切り換える方式の距離表示をしている自動車にあつては、表示されている距離計の数値が総走行距離の数値であることを確認する。</p>

(3) 完成検査の確認時において、検査車両の走行距離計表示値から分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値を減じた値が 200 km以下のものは、(1)における数値が同一であると見なすものとする。

### 3. 保安基準適合証への記載

自動車検査員は、保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に、分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値をkm単位で記載する。この場合、10 km単位以下の数値は「00 km」として記載するものとする。

ただし、2. (3)における値が 200 kmを超える場合には、完成検査の確認時における走行距離計の表示値を同様に記載する。

なお、検査車両の走行距離計がマイル表示であると判断される場合には、マイル表示での走行距離を mile 単位で同様に記載するものとする。

### 4. 登録情報処理機関への情報提供

道路運送車両法第 94 条の 5 第 2 項及び第 3 項により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関へ提供する場合は、記 3. の数値を提供するものとする。

### 附則（平成 29 年 3 月 13 日 国自整第 358 号）

1. 改正後の通達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 完成検査の確認時において、検査車両の走行距離計表示値から分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値を減じた値が 200 km以下のものは、(1)における数値が同一であると見なすものとする。

### 3. 保安基準適合証への記載

自動車検査員は、保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に、分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値をkm単位で記載する。この場合、10 km単位以下の数値は「00 km」として記載するものとする。

ただし、2. (3)における値が 200 kmを超える場合には、完成検査の確認時における走行距離計の表示値を同様に記載する。

なお、検査車両の走行距離計がマイル表示であると判断される場合には、マイル表示での走行距離を mile 単位で同様に記載するものとする。

### (新設)